

12月の窓口案内

助成や給付、減免措置のほか、生活上での相談など、市役所で受け付け。今月の特別なお知らせを紹介します。

保険税(料)納付済額のお知らせ

希望者は登録を。すでに申し込んでいる人には引き続き送付

問合せ 保険収納課 Tel(740)1177
長寿・介護保険課 Tel(740)1148

27年1月から12月までの1年間に納付した国民健康保険税と後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付済額のお知らせは登録制です。

申し込みのあった人には、引き続き送付します。新たに送付を希望する人は登録の申し込みをお願いします(市ホームページから可)。

お知らせの発送は28年1月下旬ごろです。詳しくは国民健康保険税と後期高齢者医療保険料については保険収納課、介護保険料については長寿・介護保険課へ。

◎注意点

確定申告などで社会保険料などの控除を申告する場合に、各保険税(料)の納付済額も対象となり、所得合計額から差し引くことができます。

また、「納付済額のお知らせ」を添付しなくても、27年中に納付した領収証書、口座振替の場合は預金通帳で確認した金額、年金からの天引きの場合は「公的年金等の源泉徴収票」により申告できます。

登録があっても納付額がない場合は送付しません。登録済みの方には、来年度以降についても送付します。不要となった場合や世帯主の変更などがあれば、連絡をお願いします。

この「納付済額のお知らせ」は川西市に納付した分のみを記載しています。川西市から転出、または他市から転入した人は注意してください。

障害者控除対象者認定書を交付

おむつ代の医療控除確認書の交付も

問合せ 長寿・介護保険課 Tel(740)1148

昭和26年1月1日以前に出生し、平成27年12月31日現在、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人は、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付します。

障害者手帳などの交付を受けていなくても、27年分所得税および28年度市・県民税の「障害者控除」の対象になる場合があります。

24年以降の認定申請書で「次年度以降の交付を希望する」にチェックした対象者に関しては28年1月中旬に送付します。

また、おむつ代について医療費控除を2年目以降も受ける場合、要支援・要介護認定者は、申請により、「おむつ代の医療費控除確認書」の交付を受けることができます。

なお、主治医意見書(寝たきり度や尿失禁の有無)の確認が必要となります。

特定健診の受診勧奨ハガキ

26年度に特定健診を受診していない人を対象に送付

問合せ 国民健康保険課 Tel(740)2006

26年度の特定健診を受診していない人へ、受診勧奨ハガキを12月に送付します。特定健診は、生活習慣病などの早期発見にも役立ちますので、ぜひ受診してください。受診者には抽選で折りたたみ自転車などが当たります。

また、特定健診の代わりとなる人間ドック受診費用の助成や、特定健診と合わせて受診できる各種がん検診の無料化も行っていますので、ご利用ください。

特別児童扶養手当を支給

身体または精神に重度・中度障がいのある20歳未満の児童

問合せ 子育て家庭支援課 Tel(740)1179

身体または精神に重度障がい、または中度障がいのある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に手当を支給しています。所得制限があります。

期限は12月31日
使用は特設サイトやガイドマップに記載の店舗で

市では、国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用し、地域における消費喚起や子育て世帯の生活支援を目的に1万2000円分の商品券(500円券×24枚綴り)を発行しました。発行した商品券は、市内640店舗の登録店舗などで使用が可能です。商品券の使用期限は12月31日(木)まで。未使用の商品券の返金はできませんので、必ず期限内に使用してください。登録店舗は販売時にお渡しした「きんたくんプレミアム付商品券ガイドマップブック」や特設サイト(≒http://kinakun-premium.com/)に掲載しています。

アンケートに答えて
壱熟カレーをGET!

特設サイトやガイドマップブックのアンケートに答えた人の中から抽選で100人に兵庫ブランド五つ星ひょうご選定商品「壱熟カレー」をプレゼント。応募締め切りは12月31日。



商品券の利用実態を調査し、地域経済に対し、どの程度の影響や効果があったかを把握することを目的としています。このアンケートに記入された内容は、コンピュータ集計により統計的に処理し、本調査以外には使用しません。

■70歳未満の国保加入者		■70歳以上の国保・後期高齢者医療加入者	
所得要件	限度額	所得要件	限度額
基礎控除後の所得901万円超	176万円	住民税課税標準額が145万円以上の70歳以上の人がいる	67万円
基礎控除後の所得600万円超901万円以下	135万円	一般	56万円
基礎控除後の所得210万円超600万円以下	67万円	住民税非課税	31万円
基礎控除後の所得210万円以下	63万円	住民税非課税で各所得が必要経費・控除を差し引いたとき0円	19万円
住民税非課税	34万円		

国民健康保険と後期高齢者医療制度で、26年8月1日から27年7月31日までの医療と介護の自己負担額(高額療養費などの支給がある場合は、その支給額を差し引いた負担額)を合計し、年間の自己負担限度額(上表)を超えた場合、申請により超えた金額が高額医療・高額介護合算療養費として後から支給されます。

ただし、500円以下の場合には対象となりません。また、住民票上同じ世帯でも、加入している健康保険が異なる場合は、別世帯となり合算できません。

対象者については、27年12月中旬以降に申請の案内を送付する予定です。ただし、対象期間中に加入保険が変わっている場合などは、案内ができませんので、自己負担の合計額が高額になっていると思われる場合は問い合わせください。

詳しくは国保加入者の場合、国民健康保険課給付担当 Tel(740)2006、後期高齢者医療加入者は県後期高齢医療広域連合 Tel 078(326)2023へ。

あんばい ええまち かわにし 創生総合戦略(案)への意見を募集

人口減少・超高齢社会に対応し、持続可能なまちづくりを推進するための「あんばい ええまち かわにし創生総合戦略」の案がまとまりました。

同案は12月25日(金)から28年1月31日(日)まで、市ホームページに掲載するほか、市役所4階の行政経営室、2階の

市政情報コーナー、大和行政センター、各公民館、中央図書館などで閲覧できます。意見がある人は1月31日(必着)までに、住所、氏名、意見を書き、〒666-8501・同室へ郵送かファクス(740)1315で提出してください。または、市ホームページの意見提出フォームから送信可。

高額医療・高額介護医療合算制度 申請の案内を送付

対象者には12月中旬に送付

きんたくん
プレミアム付商品券
使用期限迫る

問合せ フリーダイヤル Tel 0120(118)708

